

令和5年度からの指定管理者候補者

No.6

施 設 名		美唄市まちなか交流広場
施設所管課		経済部経済観光課
選定方法	選定区分	非公募
	根拠条例	美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号
指 定 期 間		令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）
指定管理者候補者		美唄商工会議所 美唄市西2条南丁目1番1-1号
1 公募によらない選定方法の理由 美唄市まちなか交流広場は、中心市街地活性化に伴う「まちなか居住」の推進により、旧生協跡地に商店街等を利用する買い物客等への駐車スペースを確保するほか、多目的な利用を可能とした施設として整備したものである。 中心市街地が地域経済及び社会の発展に果たす役割の重要性に鑑み、経済活力の向上に総合的かつ一体的に取り組んでいる美唄商工会議所は、市内の商工業者の会員で構成され、地場産業の現状や課題など、今後に向けた研究を行う団体であり、様々な業種の経営者が会員となり、良好な市街地を形成するためのまちづくりを図るのにふさわしい団体であります。さらに、平成16年度から観光物産協会の事務局を所管しており、イベント事業や特産品のPRなどを通して、まちづくりや地域おこしの事業の担い手団体として幅広く市政に関わっている団体であります。 中心市街地活性化を推進する上での中心的な役割を担っており、平成21年7月供用開始から指定管理者として適正に管理運営していることから、公募によらない選定方法とした。 2 選定理由 提出された申請書類による審査については、資格要件を満たし適正に記載されている。 美唄商工会議所は、経営の専門性や地場中小企業との連携等を十分に発揮しながら公平・公正な管理運営を行う。利用者からヒアリング調査などで意見を聴き、利用者ニーズに対応したサービス向上や経費の削減に努めるとした計画となっている。経営状況も安定している。 継続して管理・運営を行わせることが、施設の目的を効果的かつ効率的に達成できると見込まれる。		